## 「ごあいさつ」

日頃は会員の皆様のご支援、ご協力を賜りまして有難うございます。

早いもので会長就任から２年が過ぎ２期目を継続して行う事になりました。今後ともによろしくお願いいたします。

さて当協会は公益社団法人として２年を迎え、公益事業の一つであります耐震評価事業は27年末にほとんどの自治体で耐震補強工事が終わります。

今後は民間の建物に軸足を置きながらも、社会が必要としている事業を育てていかなければなりません。

そのひとつが昨年の５月に千葉県から指定を受けた景観整備機構です。

そして空き家対策があります。今年５月には空き家対策特別措置法が施行されました。少子高齢化で今後は世帯数が減少する中で、いまだに新築の住宅を造り続けています。日本の住宅の総戸数が約6060万戸に対し、総世帯数約5250万世帯を大幅に上回っています。住宅政策は今大きな転機を迎えていると思っております。今後は新築ではなく既存住宅へと流れを移していくべきであると考えます。それには既存住宅の価値を上げるために、リフォーム産業をもっと活性化させて行くべきではないのでしょうか。

千葉県の指導で始まった「ちば安心リフォーム推進協議会」もスタートして３年半余り、今年度から会員の入会を促し積極的に進めていきたい事業のひとつであると思っています。

その他、地球温暖化による気候変動や海面上昇を抑えるためCO2を削減し、低炭素社会の実現のため、今年４月から延べ床面積300㎡以上の建物は省エネ基準が義務化されました。さらに2020年までには新築住宅・建築物についても段階的に省エネ基準が適合されます。建築士事務所にとって大きな転機だと思わざるを得ないのではないでしょうか。

この様にいろいろな改正が次々と行われている現状を見ますと、当協会会員の個々の能力だけでは限界がある様に思えます。これからは当協会がいかに会員のためのサポートが出来るか、今後ますます建築士事務所協会の意義も高まるものと信じております。

結びになりますが、当協会の益々の発展の為、微力ではありますが今年度も引き続きよろしくお願いいたしまして私の就任の挨拶とさせて頂きます。

平成 27 年 6 月

公益社団法人 千葉県建築士事務所協会
会長　鈴木兼次